

公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会定款施行規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、定款の施行に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語は、それぞれ次の意味に用いる。

- (1)「定款」とは、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会定款をいう。
- (2)「本会」とは、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会をいう。
- (3)「本部」とは、支部との組織関係を表す場合の公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会をいう。
- (4)「法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をいう。
- (5)「認定法」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律をいう。

(事務所)

第3条 定款第2条に規定する本部事務所は、栃木県宇都宮市西一の沢町6番27号に置く。

(入会手続等)

第4条 本会の入会申込みの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本会の会員になろうとする者は、入会申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を、会員になろうとする事務所の所在地を管轄する支部を経由して本会に提出しなければならない。
 - (2) 正会員が栃木県内に設置した従たる事務所は、準会員として申込をする。
 - (3) 他の都道府県に主たる事務所を有する宅地建物取引業者が、栃木県内に設置した従たる事務所については、準会員として申込をする。
 - (4) 入会の申込みを受けた支部長は、別に定める入会審査基準に基づく審査を経て会長に進達するものとする。
 - (5) 本会への入会の可否は、理事会の審議を経て決定する。ただし、特に必要が生じたときは、会長専決で入会の可否を決することができる。その場合は、改めて理事会へ報告しなければならない。
- 2 正会員の入会を本会へ紹介した会員、その他理事会の決議により定めた者に対し、商品券で謝礼をすることができる。ただし、謝礼の範囲は3万円とする。

(入会金)

第5条 定款第7条に規定する入会金の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 60万円
- (2) 準会員 40万円

2 次の各号の場合は入会金を免除する。ただし、次の第1号から第3号までに掲げる会員権の承継は、当該承継の事実が発生した日の翌日から起算して6ヶ月以内、並びに第4号に掲げる会員権の承継は、当該免許の失効の翌日から起算して3ヶ月以内に申請したものに限る。

- (1) 個人から法人、法人から個人及び法人から他の法人への組織変更の場合に免許を受けた代表者が同一人であるとき
- (2) 個人の会員が、病気、死亡等の事由により、その配偶者又は3親等内の血族とその配偶者が免許を受けて代表者になったとき
- (3) 前号の規定は、法人に組織変更したときにもこれを準用する。
- (4) 会員が更新手続きを怠ったことによって免許が失効になり、新たに免許の交付を受けたとき
- (5) 会員が宅地建物取引業法第7条に規定する免許換えに該当するとき

(会費)

- 第6条 定款第8条の規定により定められた会費は1事務所毎、月額5,000円とする。
- 2 本会の事業遂行上特に必要を生じたときは、総会の議決により臨時に会費を徴収することができる。
- 3 会費は、半期毎に納入するものとする。

(従業者負担金)

- 第7条 定款第9条の規定により定められた従業者負担金は、従業者（代表者及び支店の政令で定める使用人を除く）1名に付負担金月額400円とする。
- 2 従業者負担金は、会費と同時に、半期毎に納入するものとする。
- 3 従業者負担金の計算基礎となる従業者数の基準日は、4月1日と10月1日とする。

(入会金等の使途)

- 第8条 第5条入会金、第6条会費、第7条従業者負担金については、その10%以上を収益事業等会計のために充てるものとし、45%以上を公益目的事業会計に充当する。

(定款等の遵守)

- 第9条 会員は、本会の定款及び緒規則、倫理綱領、倫理規程を遵守し、本会の運営に積極的に協力しなければならない。

(退会手続等)

- 第10条 会員は、定款第11条に基づき退会しようとするときは、退会届(様式第3号)を会長に提出しなければならない。
- 2 定款第13条第1項第1号、第2号及び第4号に該当する会員があるときは、支部長は、速やかに会長に報告しなければならない。

(懲罰)

- 第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、会員に対し、理事会の承認を得て、戒告又は会員権の一時停止並びに退会勧告をすることができる。
- (1) 定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 宅地建物取引業法違反による処分をされたとき

(総会の招集等)

- 第12条 総会を招集する場合には、理事会は、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項がある場合は、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 2 総会を招集するには、会長は総会の開催の日の1週間前までに、正会員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。ただし、前項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、総会の開催の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(役員の選任)

第13条 定款第23条の役員の選任についての必要な事項は、別に定める。

(役員の補選)

第14条 役員が欠けた場合は、定款第23条の規定により補欠の役員を選任することができる。

(役員の退任)

第15条 役員は、定款第27条の規定のほか、次の各号の一に該当した場合は退任する。

- (1) 任期を満了したとき
- (2) 辞任の申出をし、理事会の承認を得たとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 正会員の資格を喪失したとき。ただし、正会員以外の監事を除く
- (5) 法人正会員の代表者として選任された役員が当該法人の代表者としての地位を失ったとき。
ただし、正会員以外の監事を除く

2 役員は、次の各号に該当した場合は、自動的に本会の役員としての地位を喪失する。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げられたもの
- (2) 法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第6条第1項第1号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1項第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(委員会の設置)

第16条 定款第47条の規定により次の委員会を置き、業務分掌をおこなう。

(1) 綱紀委員会

- ① 除名審査及び綱紀に関する事項

2 定款第47条の規定により次の専門委員会を置き、業務分掌をおこなう。

(1) 総務財政委員会

- ① 入会審査に関する事項
- ② 予算、決算、金銭出納保管、会費等の徴収、会計処理に関する事項
- ③ 事業運営に伴う企画運営に関する事項
- ④ 定款及び諸規程に関する事項
- ⑤ 会議及び議事運営に関する事項
- ⑥ 関係官庁及び団体との連絡に関する事項
- ⑦ 財産の管理運営に関する事項
- ⑧ 長期財政計画に関する事項
- ⑨ 会員及び従業員の表彰に関する事項
- ⑩ 会員及び従業員名簿の発行、保管に関する事項
- ⑪ 事務局の運営に関する事項
- ⑫ その他、他の委員会に属さない事項

(2) 教育研修委員会

- ① 業務研修に関する事項
- ② 新規免許取得者等の研修に関する事項
- ③ 不動産に係る従業者教育研修・資格制度事業
- ④ 宅地建物取引士法定講習会及び宅地建物取引士証の交付に関する事項

- ⑤ 宅地建物取引士資格試験業務に関する事項
- ⑥ 一般消費者向け研修、セミナー等に関する事項
- ⑦ その他教育研修に関する事項
- (3) 業務規範委員会
 - ① 一般消費者への不動産無料相談運営に関する事項
 - ② 公共団体等が主催する不動産無料相談への協力
 - ③ 宅地建物取引業者への法令違反の指導・教育に関する事項
 - ④ その他業務規範に関する事項
- (4) 広報流通委員会
 - ① 会報誌発行等に関する事項
 - ② 会務及び関係官公庁の告示、通達の周知及び不動産知識の普及に関する事項
 - ③ 対外的PR活動に関する事項
 - ④ ホームページ充実に関する事項
 - ⑤ 不動産流通機構に関する事項
 - ・IPレイنزの利用促進
 - ・ハトマークサイトの普及
 - ・インターネットの教育
 - ⑥ 不動産フェアに関する事項
 - ⑦ その他広報流通情報に関する事項
- (5) 地域振興委員会
 - ① 国土利用計画法、都市計画法及び建築基準法等に関する調査、研究その他関係官庁との折衝に関する事項
 - ② 国及び地方公共団体（以下「公共団体等」という。）の行う取得、譲渡、交換、貸借等に係る不動産に関し、会員のための当該公共団体業務の一部受託に関する事項
 - ③ 公共団体等の公共事業の施行に伴う代替地の情報提供に関する事項
 - ④ 公共団体等の公共事業の施行に伴う代替地の情報提供に関する協定書の締結促進に関する事項
 - ⑤ 土地住宅対策・不動産税制の調査研究及び要望陳情に関する事項
 - ⑥ 公益法人として社会に対しての貢献に関する事項
 - ⑦ 中小企業防衛対策に関する事項
 - ⑧ 関係団体との連絡調整に関する事項
 - ⑨ 会員及び従業者の福利厚生に関する事項
 - ⑩ 厚生年金基金制度の研究及び普及に関する事項
 - ⑪ その他諸保険制度の研究及び普及に関する事項
 - ⑫ その他地域振興に関する事項

（委員会の構成等）

第17条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名以内
- (3) 委員 若干名

2 委員長、副委員長及び委員は、会長が理事のうちから委嘱する。

3 委員の委嘱期間は、役員の任期に準ずる。

(委員会の招集)

第18条 委員会は、委員長が必要と認めたとき招集する。

- 2 委員長は、会長又は副会長から委員会を開催するよう求められたときは、委員会を開催しなければならない。

(委員会の運営等)

第19条 委員長は、委員会の審議事項又は決議事項について、必要がある場合は、常務理事会又は理事会に提案建議するものとする。

- 2 会長、副会長は、随時、委員会に出席することができる。

(特別委員会)

第20条 定款第47条の規定に基づき設置される特別委員会の構成等については、前3条の規定を準用する。

(会計)

第21条 本会の会計は、公益法人会計基準によるものとする。

(予算)

第22条 予算は、収支の目的に従い、款（大科目）、項（中科目）、及び目（小科目）に区分する。

- 2 目の予算に支出超過が見込まれ、業務の適正な運営を期することが困難な場合は、理事会の承認を得て充当することができる。

(行政庁への提出)

第23条 会長は、事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類を、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

- 2 会長は、財産目録、役員名簿、役員の報酬等の支給の基準を記載した書類、運営書類及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、会員名簿、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書等を、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(帳簿等)

第24条 本会は、次の帳簿等を事務局に備え付け、常時その現況を明らかにしなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 理事、監事の就任承諾書、誓約書
- (5) 認定、許可、認可、登記に関する書類
- (6) 総会及び理事会その他会議の議事録
- (7) 事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類
- (8) 事業報告書、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、財産目録、資産台帳、収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 監査報告書
- (10) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (11) 無償の役務の提供等に係る記録書類
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

(支部及び管轄)

第25条 定款48条の支部は県北支部、県央支部、県南支部の3支部とする。

管轄区域は次のとおり

県北支部 一大田原市、さくら市、那須烏山市、那須塩原市、矢板市、塩谷町、高根沢町、
那珂川町、那須町

県央支部 一字都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、市貝町、上三川町、芳賀町、益子町、茂
木町

県南支部 一足利市、小山市、佐野市、下野市、栃木市、野木町、壬生町

(支部規約)

第26条 支部の規約の改定が生じた場合、本部理事会の承認を得るものとする。

(支部の運営)

第27条 支部は、定款、定款施行規則、支部規約に基づき運営する。

(支部の業務)

第28条 支部は、次の各号の業務を行うものとする。

- (1) 本部が決定した事項の推進に関する事項
- (2) 本部との連絡及び報告に関する事項
- (3) 支部会員の指導、連絡及び会費等の徴収に関する事項
- (4) その他支部の運営に関する業務

(規則外事項)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(規則の改廃)

第30条 この規則の改廃は、理事会の議決を経なければならない。ただし、第5条に規定する
入会金の金額、第6条の会費の金額、及び第7条に規定する従業者負担金の金額については
総会の決議によらなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規則は、平成26年11月4日から一部変更（第3条本部事務所所在地変更）する。
- 3 この規則は、平成27年4月24日から一部改正（第16条委員会の設置・付属資料〔様式第1、3号〕）する。
- 4 この規則は、平成30年4月1日から一部改正（第4条入会手続等）する。
- 5 この規則は、令和3年10月1日から一部改正（第4条入会手続等）する。
- 6 この規則は、令和7年4月28日から一部改正（第5条入会金）する。
- 7 この規則は、令和7年5月23日から一部改正（第12条総会の招集等、第23条行政庁への提出、第24条帳簿等）する。